

受講規約

本講座の受講申込み後、本規約に同意したものとみなします。

第1条（適用範囲）

本規約は、ボンディングケアセラピー協会（以下、「協会」という。）が主催するすべての講座、及び協会認定講師が開催する認定講師講座（以下、「本講座」という。）を対象として効力を生じる。

第2条（受講の申込み）

- 1 本講座の受講申込みは、本規約の内容を理解し、かつ、了承したうえで、協会が定める所定の方法に従って行うものとする。
- 2 申込者による申込内容の誤記等（例えば、連絡先の誤記による協会からの連絡の不送達等）による不利益については、協会は責任を負わない。

第3条（受講契約の成立）

本講座の受講申込み後、受講料の決済が完了した時点で受講契約が成立するものとする。但し、別途設定する申込み期限を経過して受講料の決済をした場合は、既に定員に達している可能性があるため、協会及び担当講師の承認があった場合のみ、受講契約が成立するものとする。なお、協会及び担当講師から承認されない場合、決済済みの受講料の全額から返金にかかる手数料を差し引いた額を返金するものとし、返金に利息は付さない。

第4条（受講料の額）

受講料の額は、講座ごとに定めるものとする。なお、講座の内容によっては、当該受講料の他に受講に必要なものに関する費用が発生することがある。

第5条（決済方法）

- 1 本講座の受講料の決済方法は協会又は認定講師が定める方法で行うものとする。
- 2 協会主催の講座の場合は、申込者は受講料の全額を協会が指定する銀行口座へ振り込む方法で支払うものとする。認定講師主催の講座の場合は、別途認定講師が指定する方法で支払うものとする。なお、いずれも振込手数料がかかる場合は申込者の負担とする。
- 3 受講料の支払い方法は、受講申込み後に協会または担当講師よりメール等にて知らせるものとする。

第6条（本講座開催日前の解約）

本講座については、次に定めるとおりのキャンセル料が発生する。なお、本講座が2日以上に亘り開催される場合は、「講座開催日」とは最初の講座実施日を指す。また、本講座のキャンセル通知があった時点とは、電話、メール、郵送その他明確な方法による通知が協会または認定講師に到達し、協会または認定講師が覚知した時点をいう。

- （1）講座開催日の6日前から2日前の間にキャンセルの通知があった場合
受講料の額の20%の額
- （2）講座開催日の前日にキャンセルの通知があった場合
受講料の額の50%の額
- （3）講座開催日当日にキャンセルの通知があった場合または連絡なしの欠席
受講料の額の100%の額

第7条（講座開講日以降の解約）

本講座開催日以降の受講者からの解約（受講契約の解除）は認められないため、解約の申し出をされても受講料の返金を行わないものとする。

第8条（受講料の返金）

本講座開始後はいかなる理由でも受講料・材料費・テキスト代等の受講に際して申込者が支払った金銭の返金を行わないものとする。

第9条（本講座の振替）

- 1 本講座開始後、受講者が講座に出席できない場合において、協会または担当講師が認めるときは、別の日程をもって開催される同一の内容の講座に振替えて出席することができる。ただし、振替希望は原則3日前に申し出ることとする。
- 2 前項でレッスン振替を行った場合も、本講座のレッスン順序は変更してはならない。
- 3 天変地異・自然災害・天候に影響されるやむを得ない事由により本講座が中止（遅延含む）された場合は、日程を変更して開催するものとする。なお、これに関連し受講者に生じる損害がある場合でも、協会、担当講師はその賠償の義務を負わないものとする。

第10条（本講座）

- 1 本講座は開始から修了までを同一スクールやサロン等にて受講するものとする。担当講師は本講座のテキスト通りに講座を行うものとする。
- 2 未成年の受講者が資格を取得した場合、本講座開催可能となるのは18歳以上とする。ただし、未成年の間は、法定代理人の同意を得て本講座の開催をするものとする。
- 3 担当講師または受講者が子供同伴の場合は、申込み時に申し出るものとする。（この場合の子供とは10歳未満であることとする。）

4 本講座ごとに設定されている受講可能期間を過ぎた場合は、受講者は当該講座の受講資格を喪失するものとする。

5 受講者の都合によって、本講座の開催期間中に再度、受講に必要な材料等を購入する必要が生じた場合、当該材料等にかかる費用は受講者の負担とする。

第11条（講座修了等の要件）

本講座の全カリキュラムを履修の上、所定の要件を満たした場合のみ修了となる。

第12条（資格の認定）

本講座は講師になるための講座であり、希望者は認定試験を受けることができる。認定試験合格後、講師登録を行い、協会に加入するものとする。

第13条（著作物）

1 本講座の受講において、受講者が受領したテキスト等の著作物（材料配合・デザイン等を含め、以下「本著作物等」という。）に関する著作権は協会に帰属し、受講者が協会の事前の承諾を得ずに、当該著作権を侵害する行為（次に掲げる行為を含むがこれらに限らない。）を行うことを禁じる。

（1）本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為

（2）本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為

（3）私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に販売、贈与、配布、貸与（有償、無償を問わず）する行為

（4）本著作物等をオークション等に出品する行為

（5）その他、協会の著作権その他知的財産権等の権利（法的に保護された利益も含む）を侵害する行為

2 前項の著作権侵害があった場合には、協会の指示に従い、著作権を侵害しているものを廃棄するなど適切な処理をするものとする。

3 受講者は、本著作物等に対し注意義務をもって適切に管理するものとする。

4 本著作物等を用いて特許権、意匠権、商標権などの知的財産を自己又は第三者をして権利化してはならないものとする。

5 本講座の受講において習得したノウハウ及び受講内容に関しても、本条1項各号の行為を禁止する。ただし、資格の認定を受け、協会の別途規約に基づく範囲内においては、この限りではない。

第14条（秘密保持）

1 受講者は、本講座を受講するにあたり、協会によって開示された協会固有の技術上、

運営上、その他事業の情報、並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じる。

2 前項の秘密保持義務は、本講座の受講が修了した後も負うものとする。

第15条（遵守事項）

受講者は、本講座を受講するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。また、本講座の最中に下記の行為を発見した場合には、受講場所から退室するものとする。

（1）協会及び認定講師の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと

（2）他の受講者に対して、営利活動、特定の政党や学会における選挙活動、宗教等への活動の勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）を行わないこと

（3）本講座の内容につき、協会及び担当講師の許可なく録音又は録画、撮影を行わないこと

（4）本講座の内容につき、録音又は録画した場合には、協会の求めに応じて直ちに記録媒体を破棄すること

（5）本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、協会及び講師に一切の責任を求めないこと

第16条（受講資格及び取得資格の失効）

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本講座の受講資格及び取得した資格を失効し、その後、当該講座並びに協会の如何なる講座の受講もできなくなる。また、失効した場合においても、受講料の返金はしないものとする。

1. 本規約又は法令に違反した場合
2. 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
3. 協会の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
4. 協会又は協会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
5. 本講座の受講申込みその他協会に伝えた情報に虚偽の内容がある場合
6. 協会の事業活動を妨害する等により協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合
7. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋またはこれに準ずる者等、反社会的勢力に該当することが判明した場合
8. その他、協会が不適切であると判断した場合

第17条（権利の譲渡）

本講座の受講者の権利を第三者に譲渡することを禁じる。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、権利の承継はできないものとする。

第18条（損害賠償）

受講者は、本規約および法令の定めに従ったことにより、協会及び講師を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

第19条（免責事項）

本講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座に関連して発生した受講者又は第三者の損害について、協会は一切の責任を負わないものとする。

第21条（規約の変更）

協会は、本規約及び本規約に付随する規程の全部又は一部を変更することができる。協会により変更された本規約は、協会のウェブサイト上に掲載された時点で、効力を発し、以後当該変更された本規約が受講者に適用されるものとする。

第22条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとする。

第23条（管轄裁判所）

本規約を巡る一切の紛争は協会の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第24条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

本規約は、2018年11月より実施する。

以上